

## **埼玉県リハビリテーション医会会則**

**第1条** 本会は、埼玉県リハビリテーション医会と称し、埼玉県医学会に所属する。

**第2条** 本会の事務所は埼玉県医師会内に置く。

**第3条** 本会は、次の目的のために必要な事業を行う。

- (1) リハビリテーション医学の発展普及と地域社会福祉の増進
- (2) 学術集会の開催
- (3) 社会保険診療の調査研究
- (4) 地域医療連携の促進
- (5) 会員相互の親睦融和
- (6) その他必要な事業

**第4条** 本会の会員は、正会員と賛助会員とする。

- 1. 正会員は、原則として埼玉県においてリハビリテーション診療に従事する医師及び医師以外で本会役員会が特に入会を認める者（注：入会資格等は内規で定める）。
- 2. 賛助会員は、本会の目的に賛同する正会員以外の個人及び団体で本会の主催する事業に参加を希望する者。

**第5条** 本会に入会しようとする者は、別に定める「入会申込書」に必要事項を記入し会長に提出するものとする。入会承認後には年会費を直ちに納入する。

- 2. 本会を退会しようとする者は、別に定める「退会届」を会長に提出するものとする。

**第6条** 本会に次の役員を置く。

会長 1人  
副会長 2人  
幹事 若干名  
監事 2人

- 2. 会長は、総会において正会員より選出する。副会長、幹事、監事は会長が正会員の中から指名し、総会で承認を得る。
- 3. 会長が必要と認めたときは、埼玉県医師会会長の推薦する者を幹事に委嘱することができる。

**第7条** 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

幹事は、会務を分担して処理する。

監事は、会務及び財産状況を監査する。

**第8条** 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 本会に、学術、保険、地域医療連携等各種委員会を置くことができる。その設置並びに委員について、役員会において決定するものとする。

第10条 本会に名誉会長、顧問を置くことができ、会長がこれを推薦し、総会で承認を得る。

第11条 集会は、定例総会及び学術集会として年1回会長が招集する。

ただし、必要により臨時に招集することができる。

2. 総会の議長は、出席した正会員の中より選任する。

3. 次に掲げる事項は、総会において議決又は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項

第12条 臨時総会は、役員会の議決又は正会員の4分の1以上から要求があった場合に会長が招集する。

第13条 役員会は、会長が招集し、議長は会長がその任に当たる。

次の事項は、役員会の議決を得なければならない。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) 会員の入退会に関する事項
- (4) 会長が特に必要と認める事項

第14条 議決は、すべて正会員出席者の過半数をもってしなければならない。可否同数のときは議長が決する。

第15条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会費は、年額次のとおりとし、毎年4月に、新たに入会を認められた者は入会と同時に、指定された口座に納入する。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 賛助会員 10,000円

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 総会及び役員会において議決した事項は、埼玉県医師会会长に報告するものとする。

## 附 則

- 1. 昭和63年4月1日 施行
- 2. 平成19年3月 日 一部改正